

Ⅳ. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、大型バスのような車両構造が特殊な自動車で事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には専門的知識をもって車両管理を行う必要があること等から、自動車の使用者が整備管理者を選任し、点検・整備に関する管理・責任体制を確立することによって、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられています。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

次に掲げる自動車を使用する自動車の使用者は、使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなければなりません。（道路運送車両法第50条、同法施行規則第31条の3）

事業用	バス（乗車定員11人以上）	1両
	ハイヤー・タクシー、トラック（乗車定員10人以下）	5両
自家用	バス（乗車定員30人以上）	1両
	バス（乗車定員11人以上29人以下）	2両
	トラック等（乗車定員10人以下、車両総重量8t以上）	5両
レンタカー 及び 軽貨物自動車 運送事業	バス（乗車定員11人以上）	1両
	トラック等（車両総重量8t以上）	5両
	その他の自動車（乗車定員10人以下、車両総重量8t以下）	10両

3. 整備管理者の法定業務

整備管理者は、次に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程（整備管理規程）を定め、これに基づき、その業務を行わなければなりません。（道路運送車両法施行規則第32条）

- （1） 日常点検（道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項）の実施方法を定めること。
- （2） 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- （3） 定期点検（道路運送車両法第48条第1項）を実施すること。
- （4） 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- （5） 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
- （6） 定期点検及び（5）の整備の実施計画を定めること。
- （7） 点検整備記録簿（道路運送車両法第49条第1項）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- （8） 自動車車庫を管理すること。
- （9） （1）～（8）に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

使用者には整備管理者がこれらの業務を遂行するために、整備管理者に対し必要な権限を与えることが義務付けられています。

整備管理者は、使用者が内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に独立した権限が与えていることから、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者は利益追求のみにとらわれることなく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切な車両運用を確保する必要があります。

その他、整備管理者は、以下に例を示すような能力を要求されます。

法令の理解能力	ア. 道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、自動車点検基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等
	イ. 諸通達
管 理 能 力	ア. 日常点検の実施
	イ. 定期点検の計画と実績の検討
	ウ. 使用車両の把握と定期点検のほか点検整備の計画と実績の検討
	エ. 継続検査日時の計画と実績の検討
	オ. 車庫の管理
	カ. 作業の安全管理
事 務 能 力	ア. 臨時整備、路上故障の検討
	イ. 点検整備記録簿等の処理
	ウ. 使用車両の経済性の検討
指 導 能 力	ア. 運転者の指導
	イ. 整備員の指導

4. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領

整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

届 出 の 事 由	届出の別
・整備管理者を新しく選任したとき	選任届
・営業所（使用本拠）を新設し整備管理者を選任したとき	
・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき	変更届
・営業所（使用の本拠）の名称又は使用者の本拠の位置が変わったとき	
・事業の種類が変わったとき	
・人事異動等で整備管理者が変わったとき	
・整備管理者を増員したとき	
・整備管理者を減員したとき	
・整備管理者の氏名が変わったとき（婚姻、養子縁組）	
・整備管理者の兼職の有無に変更があったとき	
（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）	

・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき	廃止届
・営業所（使用の本拠）を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき	

5. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号業務（1.3を参照）を、原則として自ら執行しなければなりません。しかし整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

ただし、この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となります。

- （1） 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
- （2） 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- （3） 整備管理者が、補助者に対して以下に基づいて研修等の教育を行うこと。
 - ①補助者を選任するとき
 - ・整備管理規程の内容
 - ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。）
 - ②整備管理者選任後研修を受講したとき
 - ・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。）
 - ③整備管理規程を改正したとき
 - ・改正後の整備管理規程の内容
 - ④行政から情報提供を受けたときその他必要なとき
 - ・行政から提供された情報等必要な内容
- （4） 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- （5） 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること

6. 整備管理者の責任

整備管理者は、自動車の使用者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施するわけですから、仮に整備管理者が職務を怠り、自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、整備管理者が直接的に責任を負うことになります。

なお、自動車の使用者は、整備管理者を選任した後においても常に整備管理者の職務及び自動車の点検整備が適切に実施されるよう注意と監督をすべき責任があります。

また、地方運輸局長は、整備管理者が道路運送車両法等に違反した場合には、自動車の使用

者等に対して整備管理者の解任を命ずることができることになっています。

このようなことから、整備管理者は、職務の重要性和自己の責務を十分認識し、その職務を的確に遂行する必要があります。

整備管理者が逮捕された事案

【事故概要】

平成27年4月、乗客24名を乗せた貸切バスが、赤信号で停止していた別の貸切バス（乗客33名）に追突。乗客15名が軽傷を負った。

【事故後の報道】

この事故により、追突したバス会社の社長、整備管理者らが、道路交通法違反などの疑いで逮捕され、起訴された。（起訴状では、法定3ヶ月点検の一部を実施せずブレーキ能力を低下させ、保安基準に適さないまま運転させたとされる。）

7. 整備管理者解任命令

整備管理者が道路運送車両法若しくは道路運送車両法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、自動車の使用者に対し、整備管理者の解任を命ずることができる規程が設けられています。（道路運送車両法第53条）

また、整備管理者を解任されると解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号及び第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年）を経過しない者を選任することができず、当然のことながら補助者にも選任できません。

整備管理者に以下のような事例が発生した場合には、解任命令の対象となることがあります。

なお、以下でいう「事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号、第3号及び第11号に定めるものをいいます

- （1） 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- （2） 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかった、運行可否の決定をしていなかった等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- （3） 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- （4） 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後、資格要件を満たさなくなった場合
- （5） 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

【参考】

○道路運送車両法第53条

地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

整備管理者の解任命令事例

事例1

解任命令の理由：

道路運送車両法第41条の規定違反

（自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。1. 原動機及び動力伝達装置 2. ～20. 略）

内容：

街頭検査において、不正改造に係る整備命令書を発出したことから、この車両について監査を実施したところ、整備管理者はこの事実を認識していながら運行の可否決定をして出庫させていたことから、道路運送車両法第41条の規定違反を確認した。

事例2

解任命令の理由：

道路運送車両法第47条の2及び同法第48条の規定違反

（法第47条の2：（日常点検整備）自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。 2. ～3. 略）

（法第48条：（定期点検整備）自動車の使用者は、次の各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。1. ～3.）

内容：

巡回監査を実施した結果、配置されている車両すべてについて、日常点検を全くしておらず、整備管理者としての業務である運行の可否決定を行っていなかったことから、道路運送車両法第47条の2の規定違反が確認された。また、同じく配置されている車両すべてについて、3ヶ月点検整備を実施していないことから、道路運送車両法第48条の規定違反も確認された。

【参考】整備管理者解任命令書

関自監貨第〇〇号の2

整備管理者解任命令書

〇〇〇〇 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴社が経営する一般貨物自動車運送事業について、平成〇〇年〇月〇日に監査を実施し、整備管理に関する業務について検査した結果、道路運送車両法第47条の2及び同法第48条の規定に違反していた事実が認められたので、道路運送車両法第53条の規定に基づき、下記の整備管理者の解任を命ずる。

なお、整備管理者の解任を行った後は、その旨を〇〇運輸支局長に対し速やかに届け出されたい。

記

整備管理者氏名 〇〇 〇〇

生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇日

平成〇〇年〇月〇日

関 東 運 輸 局 長

〇 〇 〇 〇

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分を知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣になります。(処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

関 東 運 輸 局

8. 整備管理者の研修

(1) 整備管理者＜選任前＞研修

整備管理者は、自動車の点検・整備等、自動車の管理に関する業務を的確に処理する必要がある、自動車の安全性を確保するための整備技術、自動車の管理能力等が求められています。

整備管理者になろうとする者は、これらの能力などが求められてるとともに道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、当該研修において、これらの能力や知識を具備してもらうこととしています。

なお、自動車整備士技能検定の合格者については、整備管理者としての能力を有していると解されることから、選任前研修の修了は必要がないとしています。

(2) 整備管理者＜選任後＞研修

整備管理者は、自らの職務の遂行のために必要な知識の習得や能力の向上に普段から努めなければならないことはもちろんですが、法令により自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受講させることが義務づけられています。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 15 条及び旅客自動車運送事業運輸規則第 46 条)

選任後研修は、自動車運送事業者が選任している整備管理者が、選任後、自動車技術の進歩及び保安基準や法定点検項目の改正等の法令改正その他の自動車を取り巻く環境の変化について受講することにより、整備管理者としての管理能力を維持・向上、また、適切に自動車の点検・整備を行わせるために必要な知識の習得の場となります。

このため、自動車運送事業者は、選任している整備管理者の研修の受講状況について、一覧表などにより常に把握しておくとともに、地方運輸局の研修の実施予定を基にした研修の受講計画を立てるなどして、受講漏れがないようにする必要があります。

9. 整備管理者表彰制度

整備管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と整備管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする表彰制度を平成24年度から実施している。

○主な表彰基準

(1) 運輸支局長表彰

- ① 自動車運送事業の整備管理者として10年（うち現在の事業者で5年）以上従事していること
- ② 整備管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績を有し、整備管理者の業務を適確に実施し、勤務状態等が優良であること
- ③ 5年以上、道路交通法第108条の34に基づく通知がなされる事故（装置の故障が主原因である場合に限る。）又は自動車事故報告規則第2条第6号及び7号（タイヤ脱輪に限る。）に規定する事故（点検整備が不適切であった場合に限る。）に係る整備管理上最も

責任ある者に該当しないこと 等

(2) 運輸局長表彰

- ① 運輸支局における整備管理者表彰を受賞した者
- ② 自動車運送事業の整備管理者として15年（うち現在の事業者で10年）以上従事していること
- ③ (1) ②及び③に同じ

○表彰手続き

- ・事業者は、候補者が要件に該当する旨を証する書面を作成。
- ・事業者が加入する事業者団体の長の推薦を要する。

○その他

- ・候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- ・事業者において事故・事件が最近あった場合、訴訟が継続中の場合等にあつては、一定期間表彰を行わない。